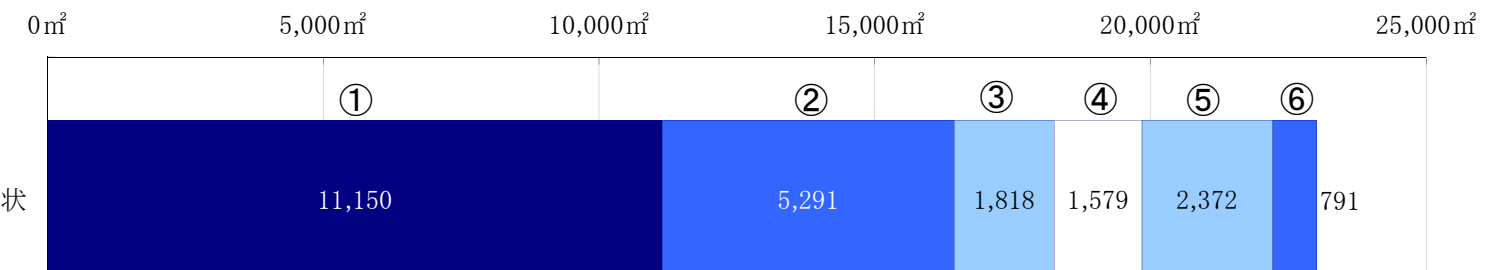


庁舎の規模について《現庁舎と新庁舎(想定による積み上げ)の面積構成の比較》

	現状		新庁舎(想定による積み上げ)	
基本部分	執務室	8,008㎡		
	議会施設	2,620㎡		
	議場	1,256㎡		
	委員会室	480㎡		
	議員控室、議長室、ロビー等	883㎡		
	正面ロビー	111㎡		
	本庁正面および市民課入口	111㎡		
	売店・食堂	411㎡		
	本庁舎1FおよびB1F	411㎡		
	通行スペース	4,676㎡		バリアフリー基準に合致するよう現状を検証し、通行スペースを1.3倍(約29%)に拡充
	トイレ	614㎡		通常 30㎡ ×各階3~4カ所設置 多目的 本庁舎に1カ所のみ
	会議室	1,019㎡		大(100人利用) 1室 中(50人利用) 6室 小(25人利用) 14室※現委員会室(半分)相当 その他 -
	打合せ・作業スペース	-		2課で共有するスペースを新設
	窓口スペース	-		ローカウンター設置スペースを執務室・共用部分と別に計上
待合スペース	143㎡	現状待合室相当を4ヶ所分設置		
倉庫	656㎡	1課あたり10㎡の倉庫を確保		
設備関係諸室	1,476㎡	国土交通省基準を確保		
機械室、電気室等	1,476㎡			
電話交換機室、宿直室	104㎡			
その他	1,572㎡	⑤その他		
給湯室、更衣室、守衛室、銀行など	1,572㎡			
1階ピロティ部分	800㎡			
防災センター	83㎡	⑥付加機能を拡充・新設		
情報収集室・無線室のみ 対策本部は委員会室を活用	83㎡			
情報システム室	287㎡			
現在なし	0㎡			
多目的スペース	421㎡	⑥付加機能を拡充・新設		
相談室や情報コーナー等	421㎡			
その他	421㎡	合計		
合計	23,002㎡			



①ほぼ現状どおり

《現在の執務環境等を考慮し、必要最低限に留められるスペースは現状維持とする》

- ・執務室 : 現状でも一般職はほぼ総務省基準が確保できていることからこれを維持(約1.1倍)
- ・議会施設 : 現状と同等規模の確保を想定(約1.0倍)

②バリアフリー化のため拡充

《高齢者や障害者の利用に配慮し、通行部分および多目的トイレを基準に準じて拡充》

- ・通路等 : バリアフリー新法基準に基づいた通路・階段幅を確保
- ・トイレ : 一般トイレを現状の10~15㎡/箇所から30㎡に拡大するとともに、バリアフリー新法基準に基づき、各階1ヶ所の多目的トイレを想定(約2.0倍)

③不足スペースを拡充

《現在不足している庁舎内の設備については、職場環境の整備のため必要と考えられる数量を想定して拡充》

- ・会議室 : スムーズな会議利用を行える室数確保のため、サイズ異なる会議室を適正確保(約1.8倍)
- ・打合せ・作業スペース : 課内会議や少人数の打合せ、作業が行えるスペースを執務室内に新設(新設)
- ・窓口・待合スペース : 市民窓口サービス業務のスムーズな処理のため、窓口・待合スペースを増設(約8.3倍)
- ・倉庫 : 執務室内にあふれる書類等を収納できる倉庫を増設し、執務環境を整備(約1.5倍)

④国の基準を採用

《設備関係諸室については、庁舎規模に応じた整備を行うため国基準にもとづいた適正面積を確保》

- ・設備関係 : 国土交通省基準に準じ、庁舎規模に応じた機械室や電気室を確保(約1.3倍)

⑤その他

《庁舎の運営・維持管理に必要な諸室は現状同等の確保あるいは国基準などを勘案し適性面積を確保する》

- ・給湯室、更衣室、守衛室、電話交換機室、銀行など

⑥付帯機能を拡充・新設

《必要性の高い付加価値的な施設・設備(付帯施設)について、拡充または新設する》

- ・防災センター : 現在は委員会室を活用している機能について、対策本部室、備蓄スペースを備えた常設の防災センターとして新設
- ・情報システム室 : 災害に強い、サーバー機能を備えた情報システム室を確保
- ・多目的スペース : 市民協働・交流を目的として様々なイベント等にも活用できるスペースを新設
- ・その他 : 市民窓口サービスに付帯する個別の相談室や市政情報を市民に広く発信するための情報